

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校管理下において発生した事故による負傷及び疾病について、医療費の給付、障害見舞金及び死亡見舞金の給付を行うものです。本校では全員に加入していただいております。概要は下記のとおりです。

1 給付対象・給付額

災 害	災害の範囲	給付金額
負 傷 疾 病	学校の管理下の事故によるもので、総医療費が5,000円以上(病院等の窓口での支払いが1,500円以上)のものが対象になります。	療養に要した費用の額の4割が支給されます。高額療養の場合は、支給限度額に療養費月額1割を加算した額が給付されます。
障害が残った場合	障害が残った場合、その程度により、1～14級に区分されます。	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中は半額)
死亡した場合	学校管理下の事故による死亡及び疾病(災害の範囲内)に直接起因する死亡。	死亡見舞金 2,800万円、(通学中及び突然死によるものは、半額)

2 学校管理下とは(例)

- ・授業中・休憩時間中
- ・学校行事(体育祭、文化祭、修学旅行、校外学習など)
- ・学校の教育計画に基づく課外活動中(部活動、技能検定試験等)
※部活動で遠征中に県内外の病院を受診した怪我等についても支給されます。
- ・通常の経路・方法による登下校中
※自転車転倒した等、車などの加害者がいない場合に限りです。

3 給付の制限

- ・支給の対象は総医療費が500点以上の場合です。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効により請求権がなくなります。従って、災害が起きた際には早めに手続きをお願いします。
- ・同一の災害の傷病について医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・交通事故等により、損害賠償を受けた場合は給付されません。
- ・健康保険法に定められている範囲での治療に限ります。

4 請求の手続き

お子様を通して必要な書類を保健室に受け取りに来てください。

(ケースにより必要書類が異なりますので、お話を伺いながら書類をそろえます)

【提出書類の例】

必須書類

①災害報告書

②医療等の状況（医療機関用と柔道整復師用は別です）

月ごとに1枚、病院や整骨院ごとに1枚ずつ必要です。枚数がたくさん必要になった場合は、未記入の用紙をコピーしていただいて結構です。

③口座振替払申出書

一度請求するごとに1枚使用しますので、継続請求があれば、そのたびに必要となります。

ケースにより必要となる書類

①調剤報酬明細書（病院で処方箋をもらい院外薬局で薬を購入した時に必要）

②治療用装具生血明細書と装具の領収書

（主治医の指示により装具を購入した場合に必要）

③高額療養状況等の届（入院手術など高額がかかった場合、点数により必要）

④月間練習計画表（遠征先での怪我の場合必要）

⑤高体連という主催者が明記された大会実施要項（公式試合中の怪我の場合必要）

その他

※県外での傷病で病院を受診した場合、以下のものを入れて当該病院へ郵送してください。（このため受診した病院の所在地等記録しておいてください。）

- ・「医療等の状況」の用紙
- ・「いつどういう怪我でお世話になった〇〇ですが、スポーツ振興センターの医療費申請を行いたいので、書類の作成をお願いします。」と明記した手紙
- ・自分の自宅住所・郵便番号・氏名を明記し、82円切手を貼った返信用封筒

※給付金の支給までには数ヶ月かかることをご了承ください。